

# 平成31年度 業務改善助成金のご案内

～交付申請の受付は令和2年1月31日まで～

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、**10万円以上の設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。** ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

## 概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場  (法人全体でも、中小企業事業主であることが必要です。 (※1))	3/4  生産性要件を満たした場合は 4/5 (※2)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※1) 中小企業事業主とはAまたはBの要件を満たす事業主です。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。
- ◆ この助成金上の事業場内最低賃金は、雇入れ後6か月を経過した労働者を基準に定めていただきます。

## 申請書類

- ◆ 交付要綱・交付要領・申請書等については、厚生労働省のホームページに掲載しています。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

## お問い合わせ先

- ◆ 「群馬働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

所在地：〒371-0846 前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会 ☎0120-486-450

## 申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、群馬労働局雇用環境・均等室です。

所在地：〒371-0805 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 ☎027-896-4739

# 申請手続きの流れ



※ ① から ⑤ は、労働局に書類を提出していただきます。

※このページに記載している「様式」「別紙」は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(HPのURLは1ページに記載)

※他にも書類を提出していただく場合があります。

①交付申請に必要な書類			チェック
1	原本	業務改善助成金交付申請書（様式第1号）	
2	原本	国庫補助金所要額調書（別紙1）	
3	原本	事業実施計画書（別紙2）	
4	原本	納税証明書（①②いずれも）（①消費税及び地方消費税、 ②法人税（法人）または所得税（個人事業主）） ※税務署で発行してもらって下さい。	
5	コピー	助成対象経費の見積書（原則2者以上の見積）	
6	コピー	導入設備等のカタログまたはパンフレット	
7	コピー	出勤簿またはタイムカード（申請前6か月分）	
8	コピー	賃金台帳（申請前6か月分）	
9	コピー	雇用契約書または労働条件通知書	
その他（生産性要件を希望する場合）			チェック
10	原本	生産性要件算定シート（共通要領 様式第2号） ※社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人、学校法人、 個人事業主の場合は、様式が異なります。	
11	コピー	決算書（直近年度とその3年前年度分）	
12	原本	与信取引等に関する情報提供に係る承諾書（共通要領 様式第3号） ※生産性の伸びが1%以上6%未満の場合	

②事業実績報告に必要な書類			チェック
1	原本	業務改善助成金事業実績報告書（様式第9号）	
2	原本	国庫補助金精算書（別紙1）	
3	原本	事業実施結果報告（別紙2）	
4	コピー	導入した設備の内容を確認できる書類（①②いずれも） （①納品書、②導入した設備の写真）	
5	コピー	経費の支出を確認できる書類（①②いずれも） （①領収書、②振込記録が確認できる預金通帳）	
6	コピー	就業規則（事業場内最低賃金を記載したもの） ※10人以上の労働者がいる事業場の場合、監督署の受理印が押印され ているものを提出してください。	
7	コピー	出勤簿またはタイムカード （交付申請書提出から事業実績報告書提出までの分）	
8	コピー	賃金台帳（交付申請書提出から事業実績報告書提出までの分）	

④状況報告に必要な書類			チェック
1	原本	状況報告（様式第8号）	
2	コピー	出勤簿またはタイムカード （事業実績報告書提出から令和2年3月31日までの分） ※交付決定が令和元年10月1日以降の場合、交付決定後原則6か月分	
3	コピー	賃金台帳（事業実績報告書提出から令和2年3月31日までの分） ※交付決定が令和元年10月1日以降の場合、交付決定後原則6か月分	

# 導入設備の例

業種	導入設備
全業種	システム関係（顧客管理、会計、労務管理、特定業務システム等）、受発注機能付きホームページ
農業	野菜計量器、自動包装機、耕運機
建設業	ショベル機、型枠自動洗浄機、建築積算システム
食料品製造業	自動包装機、充填機、フードプリンター、ベルトコンベア
印刷業	裁断機、デジタル検査機、紙枚数計数機
プラスチック製造業	接着剤投入ポンプユニット、3DCADシステム
情報サービス業	自動計測システム、大容量データベースサーバー
運送業	デジタルタコグラフ
タクシー業	配車システム
専門サービス業	電子申請システム、会計システム、労務管理システム
小売業	セミセルフPOSレジ、自動釣銭機、ラベル作成機、業務用冷蔵庫
卸売業	フォークリフト
飲食業	食器洗浄機、券売機、加熱攪拌機、真空包装機、多機能加熱調理機
美容業	フェイシャルマッサージ器、脱毛器、オートシャンプー
クリーニング業	全自動ドライ機、パンツプレス機、立体包装機
歯科医院	デジタルレントゲン装置、歯形取り機、器具洗浄機
整骨院	高周波温熱機器、半導体レーザー治療器
介護事業	福祉車両、電子カルテ、自動食器洗浄機
廃棄物処理業	廃材処分機
自動車整備業	タイヤチェンジャー、門型リフト、自動洗車機
ビルメンテナンス業	自動床洗浄機、業務用カーペットクリーナー

- ・導入設備は、生産性向上・労働能率の増進に資するものが対象です。
- ・自動車は、特殊用途自動車のみ対象になります。
- ・パソコンやタブレット端末は、特定のシステムを導入するために既存のパソコン等では稼働せず、システムと一体となって使用する場合は対象となり得ます。
- ・経費は、10万円以上（複数の設備の合計でも可）が対象です。
- ・他の導入事例は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)